

地上戦はあるわけですから。これは、自衛隊員はもとより国民全体に覚悟が要ること。だから、そんな覚悟を求めるといふのは当然のことでしょうと、なぜ憲法だけデュー・プロセスを取れないのかというの大きな疑問でございます。

ちよつとお時間をオーバーして申し訳ありませんでした。以上で終わります。  
○委員長(山崎力君) ありがとうございます。  
以上で公述人の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。  
○堀井巖君 自由民主党の堀井巖でございます。公述人のお二方には貴重な御所見を賜りまして、誠にありがとうございます。

今お二方からの御所見をお伺いしてござります、まず、我が国をめぐり、特にこの東アジア情勢を鑑みたとときの安全保障環境の厳しさということをまずもって痛感をしたわけでございます。そして、それらの中で我が国が戦後培ってこられたこの平和主義というものを、これを更に国内外において信頼と理解を高める中で、いかに国民の生命そして安全を守っていくのかということが今政府として大変問われているというふうに感じたとござります。

そういう中で、先ほど来出ております集団的自衛権というものについても、国会で御案内のとおり議論が行われているところでございます。  
まず、西公述人の方にお尋ねをしたいと思います。実は、この予算委員会におきましても、この集団的自衛権の在り方、参議院の方でも今までやり取りが行われております。一つ紹介をいたします。二月七日の予算委員会、これ、安倍総理の答弁ですけれども、同盟関係ではなくても密接な関係がある国に対しては、これは言わば集団的自衛権としての権利を持っている、これは国際的な常識と言つてもいいんだらうと思つております。

う話の後に、こつちの方なんです、もう一点加えさせていただけますと、まさに個別的自衛権を、個別的自衛権をどんどん広げていくという考え方は、これは安民法制態において、ある意味、国際的においてはむしろこれは非常識であるという議論の方が強いのではないかと、これは私に認識をしてというふうなやり取りが、これは大塚委員とのやり取りの中で安倍総理の答弁としてございました。

私もこのことは個人的には理解できるところでありますけれども、かつて安民法制態でも御議論にも参画をされておられた中で、この個別的自衛権というものを積み上げていくという考え方の、安全保障というものを考えるに当たつてどのような課題があるのか、そしてその中で集団的自衛権というのがどのような位置付けで議論をされたらいいのか、少し御所見をお聞かせいただければと思つております。  
○公述人(西修君) 申し上げます。

私の場合は、第一次、第二次の安民法制態のメンバーでありますので、第二次につきましてもまだ報告書出ていませんのでその間はおもかくといまして、先ほどちよつと飛ばした、私のメモだと三ページです、レジュメの三ページに第一次安倍内閣の安民法制態で検討された集団的自衛権の事例、一つだけ申し上げたいと思つております。共同訓練などで公海上において、我が国自衛隊の艦船が米国の艦船と近くで行動している場合、米軍の艦船が攻撃されても我が国自衛隊の艦船は何もできない。今の政府解釈では、この場合は我が国に対する攻撃でありませんので、集団的自衛権でこれではできないと、こういうことになっていくわけでありませぬ。

このところ、もう一つの問題は、我が国の近くでとありますけれども、これは実際問題として共同訓練をするのは決して近くではないらしいんです。もう数百キロメートル離れている。もう水平線上の向こうで共同訓練をしている。そこで例えれば給油中であれば、これは、この米軍に対する

攻撃は、すなわち我が国への攻撃になつて個別的自衛権でできると思つて、数十メートルとかそんなに多くなつたらいわゆる武器等防護といふのがありますけれども、それでできると思つてます。しかし、数百キロも離れているということだつたら、これは個別的自衛権は無理だと思つてます。じゃ、何もなくてもいいのか。今の日米安保条約では、余りこれ長くなると悪いので、アメリカが日本の自衛隊がやられたら日本を防衛する義務がある、アメリカは駄目だということですね。そういう中で、共同訓練をやつていって、個別的自衛権ではどうしても無理である、個別的自衛権の積み重ねでは無理であるということになる、じゃ、これはやらなくていいのか、やるとなればどうすればいいか。これはやっぱり集団自衛権を考へざるを得ないということで、個別的自衛権のこの重なりといふことが、積み重ねでは限界があるということをお申し上げたいと思つてます。よろしいでしょうか。

○堀井巖君 ありがとうございます。

次に、阪田公述人にお伺いしたいと思います。この委員会でのやり取りでも、よく法制局の長官の答弁等でも引用されております政府の質問主意書への答弁でございます。平成十六年の六月十八日の衆議院議員高松君の関係でございます。ちよつと時間がございますので全部読み上げるのは少し省略いたしますけれども、いわゆる憲法を始めとする法令の解釈についての政府答弁でございます。

憲法を始めとする法令の解釈は云々かんぬんありまして、第二段落目、もう恐らくこれを出されたときには法制局におられたと思つてますので十分御案内だと思つてますが、このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更すること、これが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないと、これはないと思つておられるが、いづれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である、

こういうところがござります。  
この憲法解釈の変更については、一概に全くできませんと、一ミリたりともできませんというふうな答弁ではないと。ただし、その当否については個別的、具体的に検討されるべき。もちろん、前項の方が前提であり、その趣旨というものが、ちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○公述人(阪田雅裕君) ありがとうございます。全くそのとおりだと思つております。それは法律の解釈です。一つしかないと、これが常に絶対に正しいなんでしょう。ですから、それは物理や化学ではありませんから、当然いろいろな選択肢がある。今の九条の解釈も一定の選択をした結果だといふふうには私自身も思つておられます。

ですけれども、変えるというのは、やっぱりその必然性といふのが合理的、それから何よりも法規範ですから論理的に説明ができるということ、でなければいけない。言つてみれば、解釈の枠の中であらういけないといふことなんです。

ですけれど、九条に關していいますと、九条というか集団的自衛権に關していいますと、それは、どのように読めば何でもできるというのが解釈の枠の中に収まるのかということが分からないので、すといふ意味で、ちよつと今の政府が変えられないわけではないといふことの枠を私自身は超えていっているといふふうには思つております。しかし、一般論としてはもちろん、おおよそ変えることはできないなんてことであり得ないといふことなんです。

○堀井巖君 貴重な御所見ありがとうございます。続きまして、今度はまた西公述人にお伺いしたいと存じます。

今、個別的、具体的に検討されるべきものといふところですが、例えればこの集団的自衛権といふことを考へるときに、地球の裏側まで行つて武力の行使をするといふことまで今誰も考へていないと思つております。西公述人の中でも、

これは制約があつて、そこまでは否定的に解して  
おられる。

自衛権の発動にも三要件という考え方があつ  
て、そしてその中で自衛権が発動される。そうい  
たときに、この集団的自衛権というものは、先ほ  
ど、もうアブリアリに、やるともうすぐ目撃な  
んだというふうな概念整理になるのか、あるいは  
この集団的自衛権という概念を考へる上の中  
でも、乱暴ではなく緻密に議論をしていく中で、様  
々な要件等々がある中で、この憲法、今の現行憲法  
に合致をする、その範囲の中で行われる平和主義  
というものがしっかりとこれまで以上に堅持、発  
展していく考え方の中でどのような形、そういつ  
た集団的自衛権があり得るのかどうかということ  
についての御所見をお伺いしたいと思います。

○委員長(山崎力君) 済みません、時間の感覚を  
見ていただいております。

○公述人(西修君) 分かりました。

まず、地球の裏側に行くということについては、  
あくまで先ほども申し上げましたように我が国が  
主体になつて行くというわけですから、通常は考  
えられないように思います。

それから、もう一つの、後の問題でありますけ  
れども、ちよつと済みません、もう一度、その後  
の方について。

○委員長(山崎力君) 質問の中身を分かりやすく  
ということだそうですね。

○堀井巖君 申し訳ございません。

現行憲法はこの解釈の中である程度の要件を満  
たせば集団的自衛権というのはい……

○公述人(西修君) 分かりました。自衛権の三要  
件をどうするか。

自衛権の三要件でありますけれども、当然これ  
は、第一要件の我が国に対する急迫不正というこ  
とではなくて、もしその集団自衛権を認めるよう  
であれば、我が国及び我が国と密接な関係にある  
国に対する急迫不正ということになつていくと  
思います。集団自衛権を認めながら今の自衛権三  
要件をそのまま適用するということは、これは

ちよつと無理だと思ひます。

○委員長(山崎力君) 堀井巖君、収めるようにお  
願ひいたします。

○堀井巖君 かしこまりました。

もう時間が参りましたので、終わらせていた  
きます。貴重な御所見ありがとうございました。

○田中直紀君 民主党の田中直紀でございます。

今日は、西公述人そしてまた阪田公述人には大  
変ありがとうございます。

まず、集団的自衛権の件でございますけれども、  
安倍総理は積極的な平和主義と、こういうことで  
今方針を進めておるところでございます。内容的  
にはこの集団的自衛権の行使の容認とどうも懸け  
離れているのではないかと、そういう大変危惧を  
する方々が非常に多いわけでございますが、西公  
述人、どう受け止められておられますか。

○公述人(西修君) 私は、積極的な平和主義と、そ  
れから集団自衛権を認めるということは、まず申  
し上げると、集団的自衛権を認めることによつて  
積極的な平和主義を打ち消すといひますか、それを  
否定すると、こういうことには絶対ならぬと思  
ひます。

我が国の憲法は、先ほど前文のことをおっしゃ  
りましたけれども、前文ではやっぱり国際協調主  
義をうたつております。国際協調主義の中で、国  
際的な協和の中で我が国はどうかやっていくかとい  
うことになると、やはり国際的な貢献といひます  
か、協力といひますか、平和をどうやって構築し  
ていくか、そういう中で我が国が参加していく、  
これは当然のことだと思ひます。矛盾してない  
と思ひます。

○田中直紀君 自由民主党は国防軍の創設を進め  
ているわけでありまして、したがって、憲法改  
正ということになりますとその方向が出てくるわ  
けですから、その面では、国際協調という中であつ  
て、やはり自衛隊を軍隊にしていこうと、こうい  
うことはもう見えてきているわけでありまして  
で、大変その辺のギャップを感じるといふこと  
でございます。

阪田公述人にお伺ひいたしますが、先ほど岸信  
介首相の発言がございましたが、それ以降、佐藤  
栄作首相以下自民党の政権の中で十数回閣内、小泉  
内閣前にあるわけですが、もう全て集団的自衛権  
は憲法第九条で認めていないんだと、こういう考  
えをずっと進めてきたわけですね。それを今日の  
状況の中で変えようというのには、確かに言われる  
ように小手先ではないかと、憲法改正を進めるべ  
きではないかとの主張、私もそう思うわけであり  
ますが、その解釈をしてきたという当事者であり  
ますから、どういう信念の中でこの解釈をしてき  
たか、ちよつとお伺ひをいたしたいと思います。

○公述人(阪田雅裕君) 私は解釈をしたわけでは  
なくて、もう既にそういう仕事をするようになって  
たときには、もう六十年近く、五十年ぐらいい  
う解釈で固まつていたわけですね。

信念は格別ないんですけれども、ずっと古い議  
事録などを読み返してみまして、やっぱりいろいろ  
なところから、いろんな角度から質問を受けてい  
るわけですね。それに対して、そこをよくガラス細  
工とかいふふうにも言われるんですが、論理はそ  
れなりに一貫して、整合して、制御がされてい  
るなというところは思ひ、退官後は、たまたま第一  
次で九条について話をさせていただけ、少しあつ  
たんですけど、話せば話すほど、この政府の解釈  
のレベルというのは高いなというふうな思ひよう  
になりましたですね。ですから、今は何か非常に  
自信を持って、これはこの論理が誤つていたと言  
うのはとても大変だろうなというふうなことを思  
ひながら話をさせていただいております。

○田中直紀君 九条と今回の問題というのは非常  
に密接なわけでございますし、九条の中の解釈を  
変えるとなると、表題の戦争の放棄というこの平  
和主義の中身といひますか、自民党の方は安全保  
障体制と、こういうことで変更していこうと、こ  
ういう題目を変えておられますけれども、九条の  
戦争の放棄というのはこの解釈によつてどうい  
う位置付けになるんでしょうか。

○公述人(阪田雅裕君) さつき申し上げましたよ  
うに、第三章は無意味な規定になると、法規範と  
しては空文化するということですね、もし集団的  
自衛権の行使もできるということであれば、  
ですから、今、改憲派、護憲派というのがあつ  
て、自民党などは改憲をされよう、それから共産  
党などは護憲だというような立場でありますけれ  
ども、もし解釈変更が行われた後の状況を考えま  
すと、これは、護憲というのは何でもできるとい  
うことですから恐らく右サイドの方々が護憲とい  
うことになると思ひますし、改憲というのは何と  
か歯止めを掛けたいということでは左側サイドの  
人が一生懸命改憲を運動するということ、非常に珍  
妙な姿になるのではないと思ひます。

○田中直紀君 結局、憲法の改正ということにな  
れば国民全体がその問題に対して大変真剣に考  
えていく必要が出てくるわけですが、閣議で変更し  
ましたと、こういうことになりまして、一体どう  
いうふうになるんだということには私は非常に心配  
されるわけでありまして、いわゆる小松法制局長  
官が、逆に言ひますと、閣議決定するけれども行  
使をするために国家安全保障基本法を提出する考  
えはないんですか。また、そういう面では、  
じゃ、行使するのもしないのか、できるのかでき  
ないのか、閣議決定してどうなるんだと、こうい  
うことにも立ち入るわけですね。

西公述人、憲法解釈の変更ということも念頭に  
置くべきだと言つておられますが、これはただ閣  
議決定しただけで、国民が混乱するばかりなん  
ですね、今の状況でいけば、私はそれは進めるべ  
きではないと思ひますが、いかがですか。

○公述人(西修君) 申し上げます。

今、阪田公述人は、政府解釈の正しさというも  
のをますます自分は強く感じるといふふうにおつ  
しゃつておりましたけれども、私は政府解釈の誤  
りがあります深くなつてきたんじゃないかと。む  
しろ、やっぱり自衛のためであれば戦力も可能で  
あるという本来の解釈に戻るべきではないかとい  
うふうにおつておられます。